

各県立学校長 殿

体育学校安全課長
グローバル・文化教育課長

夏季休業中における生徒及び教職員が新型コロナウイルス感染症に
感染した場合の全国大会等参加について（通知）

児童生徒等が感染した場合の学校の臨時休業等の扱いにつきましては、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（令和 3 年 5 月 2 4 日改訂版）」において、「原則として直ちに臨時休業とする。」「学校の全部を休業とする場合は、部活動は自粛する。」としているところです。

この度、スポーツ庁及び文化庁から、「学校関係者から感染者が発生したことをもって、当該校の大会等への出場を一律に禁止しないよう」との通知が、各体育連盟や文化連盟等へ発出されたことも踏まえ、生徒の大会等への出場機会を可能な限り確保するため、様々な全国大会等をはじめとする公式大会が実施される夏季休業中においては、次のとおり取り扱うことといたしましたので、趣旨をご理解のうえ、適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、感染者を出さないために、日常生活における基本的な新型コロナウイルス感染症対策、各部活動における感染対策、及び部員の体調管理の更なる徹底をお願いします。

- 1 濃厚接触者に特定された生徒等については、一定期間（感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 1 4 日目まで）大会に参加できないこと。
- 2 PCR 検査（行政検査）で陰性が確認された接触者（生徒等）は、大会に参加可能であること。
- 3 接触者以外の生徒等については、大会に参加可能であること。
- 4 夏季休業中に学校関係者が感染した場合においては、全国大会等公式大会への参加以外の学校活動については、休止とすること。